

令和3年

寒河江市農業委員会第8回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会  
第8回総会

日 時 令和3年8月25日（水）午後9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局長補佐 芳賀 豊彦	総務主査 菊地 亮
農地主査 高橋 昭光	農地係主事 安達 寛人

報告事項

- (1) 工事進捗状況報告書について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第32号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第35号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第36号 農用地利用集積計画書の審議について



木村議長                    ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事）    ありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。

議第32号から議第36号までの議案について一括上程します。

- （1）議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- （2）議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （3）議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （4）議第35号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」
- （5）議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第32号から議第36号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人    はい、議長。17番、菅井です。

去る8月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第3条の許可処分案件3件と農地法第4条の許可申請案件1件、そして寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る案件2

件を審査しました。

議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位37番から39番、新規就農に係る案件です。これについては、計画どおりであれば問題はないと判断しました。

続いて、議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位5番、寒河江地区本楯4丁目の共同住宅建築のための転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば問題ないと判断しました。

なお、申請地東側に隣接する田への出入り方法が懸念されたところでしたが、特に支障がないことを事務局より報告を受けております。

続いて、議第35号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、順位5番、西根地区大字西根字下堰の農家住宅建築のための計画変更案件と順位6番、大字幸生字下原の牛舎等建築のための用途変更案件です。計画どおりであれば、いずれも問題はないと判断しました。

なお、順位6番の案件に関して、牛舎等農業用施設からの雑排水処理方法について懸念されたところですが、牛舎では水を使用する予定はなく、清掃方法についてもわらを使った拭き掃除を基本とする旨の報告を事務局より受けております。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時50分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

議第32号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位36番朗読)

8月13日、渡辺委員、今井推進委員と現地を調査してまいりました。大まかな場所は、寒河江インターチェンジ料金所の東側に位置したところです。寒河江バイパス国道112号線中山町方面に向かい、先ほど言いました寒河江インターチェンジを過ぎて間もなく高速道路の高架橋がありますけれども、そこをくぐりまして、ヤンマー農機山形中央支店の先にあります信号機の十字路、そこを東へ左折、そこから2つ目の十字路を北側左折しまして約200メートル進み、高速道路をぐるっと回るんですけれども、高速道路高架橋をくぐった最初の畑が譲受人の所有しているサクランボ畑があります。その道路沿いに隣接しているサクランボ畑、2個ありま

すけれども今回の申請地であります。

譲渡人は84歳の高齢者であり、譲受人は70歳で後継者もあり、申請地の隣接した場所に譲受人のサクランボ畑がありますので、申請に対し何ら問題ないと見てまいりました。

事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

続いて、順位37、38、39は同じ借人で申請場所も3か所が隣接した農地であり、申請事由も同じ理由でありますので、一緒に説明させていただきます。

(議案書順位37番朗読)

ちなみに借人は西寒河江駅近くにあります鈴木食品の社長でいらっしゃいます。

申請地は寒河江市立病院を南の方向へ進み、陵南中学校を過ぎまして、最上川ふるさと総合公園手前にある高速道路高架橋をくぐり、手前で左折し約100メートル先の左手北側に位置したところです。周辺は果樹や野菜畑が広がっています。

(議案書順位38番朗読)

申請地は順位37番の南側に位置した続き地であります。

(議案書順位39番朗読)

申請地は順位37に隣接し、東側に位置しています。借人は、自身が経営する食品会社において必要とする加工用白桃、桃を栽培することにより採算性を高めるべく、また安定した供給をするために営農計画を作成され、農業経営経験者であ

る従業員の協力も得ての計画です。

8月20日に事前審査会で現地確認をしまして、計画どおりであれば何ら問題ないと確認してまいりました。また、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

同じく5ページ、農地法第3条の規定による許可処分について。

(議案書順位35番朗読)

申請事由は譲渡人の労力不足となっておりますが、譲渡人は、元来この土地の持ち主であった方の娘さんで、山形のほうに嫁がれた方であります。相続したときに誰も作る人がいないということで今回譲渡に至ったということであります。

場所は、ふるさと総合公園のスケートパークから中山方面に向かう県道24号線の高瀬大橋から東側に二、三十メートル入ったところの左側の農振地であります。

8月17日、奥山委員と熊坂推進委員と私で調査してまいりました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断し、事前審査会でも地区審査でも何ら問題ないとのことでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。



猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。  
農地法第3条、6ページになります。

(議案書順位40番朗読)

この場所になるんですけれども、高松の112号の陸橋からチェリーランドの向いに向かって約70か80メートルの左側にあります。そこに譲受人の家があります。国道に面しております。その裏手に譲渡人の農地があります。ここは一段低くなっております、1メートルくらい。これは詳しく申しますと、譲受人と譲渡人の農地がコンクリートで境があるんです、つくってある、1メートルくらいの。そのコンクリートの塀が畑側に倒れておって、家が高いから、家も近くで家も傾いてくるんじゃないかということで、このコンクリートの塀を直すために業者に相談したところ、譲渡人側の畑に少し入っていたので駄目だということで譲渡人に譲受人が話を持っていきまして、重機が入る部分だけを買おうとしたんですけれども、譲渡人が全部買ってくれと。全部って言うても面積が六百六十何平米ですから。そこに譲受人がサクラノボを植えるということでしたので、だったらこれは何ら周りには迷惑かからないだろうということです。これは8月15日、影沢委員、川越推進委員、私と3名で現地を確認してまいりました。地区審査でも意見はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位 35 番から 40 番までの案件につきまして、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 32 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第 33 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15 番、片桐です。

8 ページをお開きください。

(議案書順位 5 番朗読)

申請地の場所は、寒河江バイパスを中山町に向かい、パチンコ店ベガスベガス寒河江店より先のセブンイレブン寒河江バイパス店手前で沼川沿いに左折し、約 350 メートル先の東洋医学研究学院寒河江校、と言っても看板あるんですけども、と言っても普通の一般住宅に先ほど言いました看板が、マッサージの看板なんですけれども、一般住宅の建物があります。そこを南側に右折し最初の丁字路を左折、ちょっと分かりにくいんですけども、左折しまして出口にある一本道を進んだ先に申請地があります。

8 月 20 日、事前審査会におきまして出席者全員により現地調査をし、袋小路であります但周辺住宅街でもあり、申請のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。

地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位 5 番は、共同住宅建設のための転用申請になっております。当該地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第33号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお開きください。

(議案書順位26番朗読)

8月16日、渡辺委員、小野推進委員と現地確認してまいりました。県道23号線天童大江線を寒河江郵便局から天童

方面に進んだところに最初の信号機、手押しボタン付の信号機があります。その信号機のある十字路の左角に古澤酒造資料館看板がかけてある方向へ左折し、古澤酒造株式会社資料館を過ぎまして、そこから約150メートル先の右手に申請地があります。道路を挟んだ向かい側には、譲渡人の実家でありましてお住まいがございまして。譲受人は市内のアパートに居住しておりましたが、手狭になり市内に建築地を検討したところ、申請地を不動産業者に紹介され選定したとのことです。当該地は農地でありますけれども、周囲は古くからの集落街でありまして、申請に対し問題ないと見てまいりました。

また、地区審査会におきましても異議ございませんでした。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

(議案書順位25番朗読)

8月13日、土田農地常任委員長、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。現場のほうは112号線に魚河岸という回転寿司屋さんがありますけれども、そこを陵東中学校側のほうに進みます。そうしますと坂道になっておりまして、坂を上り上げたところに現在アパートが建っております。このアパートが昨年建ちました、八向興業でのアパートが建っております。その東側も同じ八興社さんの農地でありまして、そこにまたアパートを建てようというふうな計画の中で進ん

でいます。周辺に関しては、南側のほうに大豆の転作地、下のほうには果樹園もありますが、その果樹園とそれから宅地というふうなことになってございまして、耕作農業に関する影響はほぼないだろうというふうなことで判断してまいりました。計画どおりであれば問題ないということで、事前審査会、また地区審査の中でも異議ございませんでしたので、ご報告いたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書順位24番朗読)

これにつきまして、まず8月15日、影沢委員、鬼海推進委員と私と3名で現地を確認しました。現地は本堂を正面にして右へ若干上りますけれども、宝蔵院、華蔵院と寺が並んでおります。その山側でなくて南側にあります、こちら側になります、大分上るんですけれども、そこに譲受人の宅地があります。その宅地の裏手が寺の華蔵院、宝蔵院側にありまして、譲渡人の農地があります。この農地はもともと譲渡人の家があったんだそうですけれども、ここは何年か前、私も覚えてますけれども農地に変更が出て、ただ野菜畑に使ってたんだそうけれども、このとおり西村山の朝日町に現在いますので、完全に荒れ地になっています。しかし年に何回か手入れしているということで、これに譲受人の息子さんが親の近くに家を新築するところで譲渡人に話を持っていきまして、

これを譲り受けると。農業委員会、地区審査3人では意見は何らございませんでした。

ここは、史跡になってるんです、寒河江の。春先相談を受けたときには史跡調査もやっておりました、市から。このたび文化庁のほうまで許可申請を出して、先ほど事務局から書類がありましたけれども、文化庁長官から許可が下りましたので、何も問題はないということで地区審査でも意見はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位24番は、専用住宅建築のための転用申請になっております。譲受人はお寺の住職で、息子さんは跡取りの副住職です。史跡慈恩寺は寺院活動が多忙になったのを機に副住職がお寺及び国に隣接する当該地に住居を建築するものです。当該地は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。当該地以外に適地は見当たらず、代替性がないことから転用が認められますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

続いて、順位25番は長屋住宅建築のための転用申請になっております。当該地は都市計画区域内の用途地域内農地で第3種農地と判断します。

順位26番は、専用住宅建築のための転用申請になっております。同じくこの申請地も都市計画区域内の用途地域にある非農地として、順位25番に同じく第3種農地と判断しま

す。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第35号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。

12ページをお開きください。



(議案書順位 5 番朗読)

申出理由は農家住宅及び農作業小屋の建設となっております。事由の詳細にありますとおりであります。内回りバイパス、マックスバリューのほか陵東中学校のほうに新たに今買収されておりました、そこが道路拡張になる、新設されるというふうな計画になってございます。そこに■■■■さんの家がございます、農作業小屋もあります。ちょうど陵東中学校の十字路、押しボタン信号の十字路の角になるところです。ですので、そこ道路ができるということで今新しく、新たに居住地を探すということになりました。

ちなみに近くに行って、自分の農地もあるわけですが、■■■■さんが将来高齢になったときにも家族全員で住まわれるようにしたいというふうなことがありましたので、そういうところを模索していたというふうに聞いてございます。

8月20日、事前審査会におきまして出席者全員で確認してまいりました。場所につきましては陵東中学校の体育館の裏側、西側ですね。ちょうど文化センターから112号線のほうに向かったところに舗装道路があります。そのちょうど体育館の西側の農地というふうなことになります。西側の農地のところにちょうど陵東中学校のバックネットの裏側のほうに■■■■さんという方の住まいが既にあるということで、その■■■■さんの北側の農地という形になります。

この農地につきましては振興区域にありますけれども、一つはその■■■■さんの住宅が建っているというふうなことで、隣接しているというふうなことで、それから振興地域の中でも■■■■さんの住宅の隣というふうなことで農地集積には問題ないだろうというふうな判断をしたところでございます。

変更ということですので、こういった申請につきましては

今回はやむを得ないだろうというふうな判断をされたところでございまして、事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

(議案書順位6番朗読)

8月16日に白岩農業委員全員と、8月20日事前審査会にて現地を確認してきました。場所は国道485号線を幸生に向かって1キロメートルくらい行った東側にサクランボがあるんですが、その手前にある遊休農地と一部田んぼのところになります。牛舎と堆肥置場等を建てるため農地から農業用施設へ用途区分を変更するための申請となっております。詳細については事由で説明したとおりであります。

遊休農地の有効活用であり、堆肥等は農業との連携も考えられることもあり、計画どおりであれば問題ないであろうとなりました。

地区審査、事前審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位5番は、大字西根字下堰に所在する農地であり、主要

地方道寒河江村山線沿道の用途地域帯、西側に広がる農用地区域内にある農地です。この申請の目的は農家住宅、農作業小屋建築です。申請者は市道ほなみ団地陵東中学校線の道路新設事業に係る用地買収に協力するために当該地へ移転するに伴い、農用地区域からの除外を申請するものです。

土地選定理由書によれば、現在居住地から近隣の候補地を複数箇所検討した結果、当該地以外に適地はないことから、農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たすことから、問題はないものと考えます。

順位6番は、大字幸生字下原地内に所在する農地であり、国道458号線東側に隣接する、帯状に広がる農用地区域内にある農地です。申請目的は牛舎及び堆肥置場等を設ける計画で、牛舎2棟を建築できる広大な土地である必要があり、しかも民家から一定距離を確保できて臭気問題が生じるおそれのない当該申請地を選定したとのことです。土地選定理由書によると、複数の候補地を検討した結果、選定条件に全て当てはまる候補地は当該地以外になく、当該農業用施設の用途に変更することは、必要かつ適当であると判断します。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第35号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審

議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第35号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、18ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、寒河江地区、筆数2筆、計0.15ヘクタール。内訳、田ゼロ、畑0.05ヘクタール、樹園地0.1ヘクタールです。譲受人は認定農家であり農業者であり、地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第36号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第36号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

これで本日上程された議案については全て議決されました。以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時32分

令和3年8月25日

第8回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 9番委員.....影沢政俊.....

議事録署名委員 16番委員.....山田和義.....